第 2 章　審査の実施方法

2-1　自動車検査場における掲示等

(1) 自動車検査上屋の入口附近の適当な箇所には、受検者が見やすいように次に掲げる事項を掲示する。

① 検査時間
② 検査を行う日
③ 検査コース毎のコース名
④ 検査コース毎の入場できる自動車の種類
⑤ 受検時の注意事項
⑥ 受検時の指示事項
⑦ 受検者の禁止事項
⑧ その他必要な事項

(2) 受検時の注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

① 各検査コース共通の受検時の注意事項

ア　受検車両の操作方法（特にトラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類）については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにしてください。
イ　自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ担当検査官に申し出て下さい。
ウ　初めて受検する方はあらかじめ検査担当者に申し出て下さい。
エ　最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ（扁平率 50%以下）を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出て下さい。
オ　トラクションコントロール装置装備車は、当該装置の作動を解除して受検して下さい。
カ　車の中心をテスタの中心に合わせまっすぐに進入して下さい。
キ　テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。
ク　テスタ上では急停止、急発進をしないで下さい。
ケ　テスタ上ではハンドルを切らないで下さい。
コ　ヘッドライト・テスタの動きに注意して進行して下さい。
サ　ディーゼル車は CO・HC テスタを使用しないで下さい。
シ　オートマチック車から離れるときは、サイドブレーキを掛け、シフトレバーを確実に「P」レンジの位置にして下さい。
ス　排気ガス・テスタのプローブを入れたままエンジンをスタートしたり、回転を上げたりしないで下さい。
セ　検査コース内において車両を後退させる場合は表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。
ソ　検査コース内は禁煙です。
タ　検査中の携帯電話の使用及びサンダル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮下さい。
チ　検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いませんので、検査担当者の指示に従って下さい。
ツ　必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないで下さい。また、その間を通行しないで下さい。

② 自動方式総合検査機器（マルチテスタ）の受検時の注意事項

ア　軸重 1,500kg（機器によっては 2,000kg）以上の車両、二輪車及び三輪車はコースに乗り入れないで下さい。
イ　再入場車両、フラットロー車及び 4WS 車は該当する申告ボタンを押して下さい。
ウ　進入表示器の「進入」表示を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れて下さい。

③ 自動方式検査機器の受検時の注意事項

ア　軸重 1,500kg（機器によっては 2,000kg、また、大小兼用コースにおいては 10,000kg）以上の車両はコースに乗り入れないで下さい。
イ　前輪駆動車は、駐車ブレーキ選択ボタンを押して下さい。
なお、大小兼用コースには、選択ボタンがない場合があります。

ウ　再入場する車両は該当する申告ボタンを押して下さい。
なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告して下さい。
エ　パートタイム 4WD 車は 2 輪駆動に切り替えて受検して下さい。
オ　入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテスタに乗り入れて下さい。
カ　ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテスタに正対させて下さい。
キ　フルタイム 4WD 車、二輪車及び三輪車は検査担当者に申し出て下さい。

④　3 次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項
ア　停止位置案内線に沿って、コースの中央に直進姿勢で停止して下さい。
イ　画像の撮影及び諸元測定の際は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないで下さい。

(3) 受検時の指示事項には、2-3 (1) 各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

(4) 受検者の禁止事項には、「自動車検査における不当要求防止対策について」（平成 14 年 8 月 5 日付け自企調第 1 号）別紙 3 中「受検者の禁止事項」に規定されている事項が含まれていなければならない。

(5) 検査部及び事務所（以下「事務所等」という。）の窓口には行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。

2-2　自動車検査場における審査時間及び検査コースの閉鎖

(1) 自動車の審査は、1 日を 4 つの時間帯（以下「ラウンド」という。）に区分し、それぞれのラウンドにおいて実施するものとする。

ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実に処理できないと判断した場合には、国と調整し、4 つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。

また、検査の種類に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。

(2) (1) に規定するラウンドは、次のとおりとする。

①　1 ラウンド　9 時から 10 時 15 分まで
②　2 ラウンド　10 時 30 分から 12 時まで
③　3 ラウンド　13 時から 14 時 15 分まで
④　4 ラウンド　14 時 30 分から 16 時まで

(3) 事務所等の長は、必要な範囲において検査コースの一部又は全部を閉鎖することができるものとする。

2-3　審査時における指示等

(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。

また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。

検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

①　検査中は自動車検査票（自動車検査票 1（様式 1 によるものとする。以下同じ。）及び自動車検査票 2（様式 2 によるものとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を保持すること。
②　下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
③　車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
④　排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
⑤　荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
⑥　座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
⑦　窓ガラスは取外された状態でないこと。
⑧　全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取外した状態とすること。
⑨　エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。
⑩　運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。

⑪　検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
　また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
⑫　検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
⑬　受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
⑭　検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
⑮　検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
⑯　記録器のあるコースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
⑰　検査コースでの審査が終了したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
　また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を国の窓口に提出すること。
⑱　走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。
⑲　脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態とすること。
⑳　軽油を燃料とする自動車はアクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等を行って当該原動機の最高回転数を一時的に低下させた状態としないこと。
㉑　検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
㉒　3 次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
㉓　検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
㉔　ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
㉕　トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

(2) 受検者が検査担当者に対し、不当な要求、威圧・暴力行為を行った場合は、警報装置を作動させ、検査担当者全員が全ての審査業務を中断し、当該事案の発生場所に駆け付けるとともに、必要に応じ警察への通報を行う。

2-4　不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

①　灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの
②　各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類により補修されているもの
③　灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
④　空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
⑤　排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの
⑥　走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
⑦　緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの
⑧　不点灯状態にある灯火（光源を取付けていても点灯することができない灯火を備えた状態で指定自動車等を受けている灯火、速度表示装置及び⑦の灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球及び全ての配線が取外されていないもの
⑨　番号灯の一部が点灯しないもの
⑩　灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、4-89（5-89）の鏡その他の装置、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同一の方法で取付けられたものを除く。）

⑪　操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたものを除く。）に記入されているもの及び表示された内容が容易に消えるもの

⑫　タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

2-5　製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

①　法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けている自動車については、完成検査終了証の発行日

②　①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。

この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア　自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料が送付された自動車（以下 2-5 において「新型自動車」という。）と同一のもの（新型自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であって、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあっては、当該証明書に係る製作年月日

イ　在日外国政府大使館等が使用していた自動車であって、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものにあっては、当該登録証に係る登録年月日

ウ　輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは自動車通関証明書の発行年月日）

エ　輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であって、法第 30 条第 1 項に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあっては、打刻届出書の受理年月日

オ　輸入自動車であって、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあっては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(ｱ) 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

(ｲ) 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書

(ｳ) 自動車製作者による製作日証明書

(ｴ) 欧州経済共同体指令に基づき自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（いわゆる「COC ペーパー」）

カ　輸入自動車であって、船荷証券又は航空貨物証書により当該自動車の輸出年月日が明らかとなるものにあっては、当該証明書等に係る輸出年月日

キ　輸入自動車であって、米国連邦自動車安全基準（FMVSS）又はカナダ自動車安全基準（CMVSS）に適合している旨のラベルにより製作年月が表示されているものにあっては、当該表示に係る製作年月の末日

ク　輸入自動車であって、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号（VIN）により当該製作年が明らかとなるものにあっては、その製作年の末日

ケ　昭和 47 年以前に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあっては、その製作年の末日

2-6　審査の開始

2-6-1　審査の依頼

自動車の審査は、国からの審査依頼により開始するものとする。

この場合において、「国からの審査依頼」には、運輸支局及び自動車検査登録事務所（神戸運輸監理部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。以下「運輸支局等」という。）の長が別途認めた手続きにより検査の予約確認がなされたものを含むものとする。

また、審査依頼があった自動車に係る受理台帳の作成は要しないものとする。

2-6-2　審査手数料の納付

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令 255 号。以下「手数料令」という。）により審査手数料の納付が必要とされた自動車について、有効な自動車審査証紙（以下「証紙」という。）を貼付した自動車検査票又は手数料納付書の提出があった場合には、審査手数料の納付があったものとして審査を行うものとする。

この場合において、2-6-4（3）の規定により国が消印した証紙は、有効な証紙とみなすものとする。

2-6-3　審査依頼があった自動車の審査

自動車の審査は、当該自動車の審査依頼があり、かつ、当該自動車の提示があった日（以下「当日」という。）に行うものとする。

ただし、天災その他の事由により審査が困難になった場合は、この限りでない。

2-6-4　自動車審査証紙等の消印

(1) 消印は、当日の検査コースへの初回の入場において、手数料令に規定する額の有効な証紙が貼付されていることを確認し、消印部署及び日付を表示した検査官印を用いて、貼付された証紙の彩紋と自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかけて印影の半分程度がそれぞれの証紙にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。

なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。

(2) 運輸支局等の長が別途認めた手続きにより検査の予約確認がなされた場合には、自動車検査に係る自動車検査登録印紙（以下「印紙」という。）の消印について押印作業を行うものとする。印紙の消印は、(1) の消印方法に準じて行うものとし、証紙の消印と同時に行うものとする。

(3) 運輸支局等の窓口において検査の予約確認がなされた場合には、国に対し、証紙の消印について押印作業を行わせることができるものとする。

この場合において、国が使用する印は、証紙の消印に限って有効とする。

2-7　審査の実施方法等

2-7-1　審査の実施方法

(1) 自動車の審査は、別表 1 に定めるところにより、第 4 章から第 7 章までに規定する項目について実施する。

なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。

(2) (1) において、別表 1 に定める視認等の方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。

(3) 自動車の審査に際して、提出又は提示を求めた書面の提出又は提示がない場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

2-7-2　総合判定

(1) 適合

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認めるときは、「適合」と判定するものとする。

(2) 不適合

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合しないと認めるときは、「不適合」と判定するものとする。

この場合において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第 71 条の 2 第 1 項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、「不適合（使用停止）」と判定するものとする。

① ロッド及びアーム類の脱落等かじ取装置の著しい損傷

② ブレーキ系統が失陥している等による制動能力の著しい不足

③ 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れ

(3) 審査保留

2-3 (1)、2-7-1 (2)、2-8 (2)、2-11-5 (3)、2-11-10①、2-12 (5)、2-13 (5)、2-16 (1)、2-21-2 (4) 及び 2-25 (5) の規定に基づき受検者に対し審査できない旨を通告した場合並びに 2-1 (4) に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施できない場合には、「審査保留」と判定するものとする。

2-7-3　審査継続

審査内容に疑義が生じたことにより 2-7-1 (1) に規定する審査内容が完了せず、当日中に 2-7-2 に掲げるい

ずれかの総合判定を行うことができない場合には、2-6-3 の規定にかかわらず、「審査継続」（2-7-2（3）に規定する「審査保留」に該当しない事例であって、当日から 15 日以内を限度として審査期間を延長することをいう。）として処理することができる。

「審査継続」として処理する場合には、受検者に対しその旨を通告するとともに、自動車検査票の備考欄に、審査継続の旨及びその理由を明確に記入するものとする。

検査担当者は可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとし、総合判定を行うことができるようになった際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇所に押印を行うものとする。

2-8　車台番号及び原動機型式の確認

(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種類毎に定める書面（この項において「確認書面」という。）に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

ただし、①の規定の適用にあたって、並行輸入自動車、「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日自技第 239 号。以下「改造自動車等の取扱いについて」という。）記 2.（2）の試作車（以下「試作車」という。）及び（3）の組立車（以下「組立車」という。）であって車台番号又は原動機型式が特定されないものについては、当該自動車に表示されたシリアル番号又は製造番号と確認書面に記載されたシリアル番号又は製造番号が同一であることを確認するものとする。

また、①から③までの規定の適用にあたって、改造自動車であって別添 1「改造自動車審査要領」別表 1（2）①に該当する改造を行ったものについては、当該自動車の原動機型式と改造自動車審査結果通知書本紙並びに自動車検査票に記載されている原動機型式が同一であることを確認するものとする。

① 新規検査及び予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の場合には、指定自動車等にあっては完成検査終了証、排出ガス検査終了証又は譲渡証明書、並行輸入自動車にあっては自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書、試作車及び組立車にあっては「改造自動車等の取扱いについて」に基づく試作車・組立車審査結果通知書（本紙又は写しとする。）並びに自動車検査票

② 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査の場合には、登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書及び限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。）並びに自動車検査票

③ 構造等変更検査の場合には、自動車検査証又は自動車予備検査証並びに自動車検査票

④ 継続検査の場合には、自動車検査証又は限定自動車検査証及び自動車検査票 1

(2)（1）に規定する確認において、当該自動車に打刻又は表示がされている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式について、確認書面（自動車検査票を除く。）に記載されている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

(3) 2-10 に規定する再入場の場合には、その都度提示のあった自動車に打刻されている車台番号が自動車検査票 1（新規検査、予備検査又は構造等変更検査にあっては、自動車検査票 2）に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。

ただし、(1) に規定する並行輸入自動車、試作車及び組立車であって車台番号が特定されないものについては、当該自動車に表示されたシリアル番号又は製造番号と確認書面に記載されたシリアル番号又は製造番号が同一であることを確認するものとする。

2-9　走行距離計表示値の確認

(1) 4-91-1（2）の規定により走行距離計を備えなければならない普通自動車及び小型自動車であって、次の検査に係るものについて、走行距離計の確認を行うものとする。

① 新規検査及び予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。）

② 継続検査

③ 構造等変更検査

(2) 走行距離計の確認は、次により行うものとする。

① 検査車両の総走行距離計表示値と自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄に記載された数値が同一であることを確認する。

この場合において、検査車両の総走行距離計の表示値から自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄に記載された数値を減じた値が 200 ㎞以下のときは、同一であるとみなす。

② 総走行距離計（オドメータ）と区間距離計（トリップメータ）を切り換える方式の距離計を備える自動車にあっては、表示されている距離計が総走行距離計であることを確認する。

2-10 再入場

当日の審査において、自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認められ、かつ、2-7-2（2）後段に掲げる事例に該当しない場合には、当該自動車の審査を行った事務所等において、当日の審査時間内に限り、不適合箇所の保安基準適合性確認のための検査コースへの入場（以下「再入場」という。）について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。

この場合において、自動車検査票 1 又は審査結果通知書 1 に適合しない旨の記載がある項目以外の項目については、審査を省略することができる。

また、再入場回数は、自動車検査票の所定の欄の押印により確認するものとする。

なお、当日に新たな審査依頼により審査する場合にあっては、改めて回数を数えるものとする。

(1) 新規検査、予備検査及び構造等変更検査にあっては、保安コース（主として自動車検査票 1 に係る審査を行うコース又はコース外の審査場所をいう。）及び計測コース（主として自動車検査票 2 に係る審査を行うコース又はコース外の審査場所をいう。）について、それぞれ 2 回まで

(2) 継続検査にあっては、保安コース及び計測コースについて 2 回まで（同一性の審査を受けるため、計測コースに入場した回数を除く。）

2-11 書面の提示等

2-11-1 登録識別情報等通知書

(1) 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。

この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表 1 新規検査及び予備検査の項の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。

(2) 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。

この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表 1 新規検査及び予備検査の項の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。

2-11-2 完成検査終了証

(1) 法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって完成検査終了証の発行後 9 月を経過した自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、送付された資料を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

(2) (1) の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、国から完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。

2-11-3 新型届出資料

自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領により国土交通大臣から審査結果及び資料の送付された自動車の新規検査及び予備検査は、これらの資料を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

2-11-4　輸入自動車特別取扱届出済書

輸入自動車特別取扱制度による輸入自動車特別取扱届出済書等の資料の提出があった自動車の新規検査及び予備検査は、提示された現車と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている型式の自動車との同一性を確認のうえ、これらの資料を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

2-11-5　試作車・組立車審査結果通知書

(1) 試作車及び組立車の審査は、提示があった自動車と「改造自動車等の取扱いについて」記 6.（2）に定められた試作車・組立車審査結果通知書（本紙又は写しとする。）、外観図、各装置の詳細図及びその他特に指示された資料（以下「試作車・組立車審査結果通知書等」という。）に記載されている自動車との同一性を確認の上、これらの資料を参考として審査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

(2) 提示があった自動車と、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別添 1「改造自動車審査要領」別表 4（製作誤差の範囲）に定める範囲とする。

この場合において、提示があった自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ、同別表 4 の「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。以下、別添 1「改造自動車審査要領」9.（3）前段の改造自動車の製作誤差の範囲についても同じ。

ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容（装置の概要欄に記載されている項目）に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量（試作車・組立車審査結果通知書の最大積載量を超えない範囲に限る。）並びに車両総重量については、試作車又は組立車の提示があった自動車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあっては、この限りでない。

(3) 提示があった自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

2-11-6　基準緩和認定書

保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査は、基準緩和認定書（写しをもって代えることができる）及びその他必要となる資料を参考として審査するものとする。

2-11-7　タンク証明書

爆発性液体を運送するタンク自動車にあっては、そのタンクについて消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 5 項の市町村長等の行う完成検査に合格したことを証する書面（以下「タンク証明書」という。）を参考として審査するものとする。

2-11-8　乗車定員を定めた旨を証する書面

保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする新規検査の申請がある場合には、「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写しを参考として審査するものとする。

2-11-9　試験成績書又は装着証明書

保安基準第 8 条第 4 項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成 15 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。

① 「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」（昭和 58 年 10 月 1 日自車第 899 号）附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」（以下「使用過程車技術基準」という。）に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式 6 による試験成績書

② 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないものであって、「道路運送車両の保安基準第 8 条第 4 項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」（平成 15 年 7 月 7 日国自技第 68 号）（以下「装着要領書」という。）に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあっては、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示す証明書（以下「装着証明書」という。）

2-11-10　試験自動車の認定書等

保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定書の提示があった自動車については、送付された資料

を参考に次により審査するものとする。

① 保安基準第 56 条第 4 項の規定により基準が適用されない項目については、これらの資料と同一であることを確認する。確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

② 基準が適用される項目のうち書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

③ 基準が適用される項目のうち、②以外の項目については、これらの資料を参考に審査を行う。

この場合において、最大積載量については、これらの資料に記載された最大積載量並びに車両総重量及び軸重の許容限度を超えない範囲内で指定するものとする。

2-11-11 自主防犯活動用自動車の証明書

(1) 自主防犯活動用自動車の証明書の提示があった自動車について、新規検査又は構造等変更検査を行う場合には、当該証明書により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。

(2) 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の記載事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。

この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の記載があるものは、3-3-15 (1) 27.の記載があるものとして取扱う。

2-11-12 保安基準への適合性を証する書面

指定自動車等以外の自動車について、新規検査及び予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）を行う場合には、別添 2「並行輸入自動車審査要領」5-3-10-1 に掲げる技術基準等のうち、当該自動車に適用される技術基準等への適合性を証する書面の提示を求め審査するものとする。

ただし、試作車及び組立車にあっては、2-11-5 の規定によるものとする。(施行規則第 36 条第 12 項関係、平成 19 年国土交通省告示第 857 号)

2-12 改造自動車

(1) 別添 1「改造自動車審査要領」2. (1) の改造自動車の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 1「改造自動車審査要領」により実施するものとする。

この場合において、補修用自動車部品（自動車の補修に用いる部品であって、自動車製作者が当該自動車の補修の為に製作したものをいう。）へ交換を行う場合にあっては、別添 1「改造自動車審査要領」2. (1) の改造自動車と判断しないものとする。

(2) 改造自動車の施工者等（以下 2-12 において「届出者」という。）は、自動車の改造を行う場合には、最寄りの検査部長又は事務所長（以下 2-12 において「事務所長等」という。）に対し、別添 1「改造自動車審査要領」に定めるところにより、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料（以下 2-12 において「届出書等」という。）を提出するものとする。

(3) 届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添 1「改造自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。

(4) 改造自動車に係る審査は、届出書等の書面審査が終了したものについて実施するものとする。

(5) 改造自動車審査結果通知書の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

2-13 並行輸入自動車

(1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2-13 において「新規検査等」という。）の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 2「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

(2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者（以下 2-13 において「届出者」という。）は、新規検査等に先立って新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長（以下 2-13 において「事務所長等」という。）に対し、別添 2「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより、

並行輸入自動車届出書及び添付資料（以下 2-13 において「届出書等」という。）を提出するものとする。

(3) 届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添 2「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。

(4) 並行輸入自動車の新規検査等に係る審査は、届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。

(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

2-14　破壊試験

2-14-1　破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。

ただし、4-13-1-3（1）、4-22―1-2（3）、4-24-1-2（2）、4-25-1-2（1）並びに 4-27―1（1）、4-27 の 2-1（1）、4-27 の 3-1（1）、4-27 の 4-1（1）及び 4-27 の 5-1（2）②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

（1）次に掲げる装置以外の装置

①　指定自動車等に備える装置

②　法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた装置

③　原動機用蓄電池（4-25-1-2（6）に規定する原動機用蓄電池をいう。（2）において同じ。）

（2）（1）①及び②に掲げる装置（原動機用蓄電池を除く。）であって改造が行われたもの

2-14-2　書面審査

2-14-1 に掲げる技術基準等への適合性を書面により審査する場合は、次により行うものとする。

(1) 次のいずれかの書面であること。

①　当該検査に係る自動車を製作した者が証明した書面の原本（当該書面が複数の自動車について証明している場合には、当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの）

②　当該検査に係る自動車に、技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合している旨のラベル、銘板、鋳出し等の当該自動車を製作した者による表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面

③　技術基準等に規定している試験を実施することができる公的試験機関等が発行した試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し）

(2) (1) の書面に必要な記載事項は次のとおりとする。

①　(1) ①の書面には、当該証明が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びファクシミリ番号を明記したものであること。

②　(1) ③の書面の様式は、原則、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成 11 年法律第 207 号）第 13 条第 1 項に基づき、独立行政法人交通安全環境研究所において定めた審査事務の実施に関する規程（以下「交通安全環境研究所審査事務規程」という。）別添の試験規程に規定されている試験成績書の様式とする。

また、試験計測データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。

(3) (1) ①の書面の審査にあたっては、次により判断すること。

①　技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。

②　技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。

2-15　記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査

牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記載事項の変更及び警察からの依頼に基づく車両鑑定等に係る保安基準適合性について審査依頼があった場合には、書面等適切な方法により審査を実施するものとする。

なお、自動車検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の審査依頼の場合であって、自動車の提示がなく審査に必要となる測定ができないとき及び審査に必要となる値が不明なときは、申請者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

2-16　軌陸車等の架装の仕様の確認

(1)「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号。以下「用途区分通達」という。）4-1 で定める特種用途自動車のうち、同通達 4-1-1 の自動車（保線作業車に限る。）及び 4-1-2 の自動車（軌道兼用車に限る。）（以下「軌陸車等」という。）にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下「仕様書」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。

この場合において、仕様書の提示のないとき及び仕様書に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

(2) 架装の仕様の確認は、①から⑦までに掲げる装置について、仕様書に記載されている内容と審査依頼のあった自動車に相違があるかどうかにより行うものとする。

なお、特に必要と認められる場合は、①から⑦までに掲げる装置以外の装置について、仕様の確認を行うことができるものとする。

① 軌道用車輪及びガイド車輪
② 軌道用車輪の駆動装置（駆動用のエンジンを含む。）
③ アウトリガー
④ 転車台
⑤ 物品積載装置
⑥ 作業台
⑦ 工具箱

(3) 新規検査及び予備検査後初めての継続検査の審査依頼があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。

2-17　貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認

(1) 普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を 3-3-15（5）に規定する方法により算定するものとする。

ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により自動車検査証又は登録識別情報等通知書に記載されている事項と同一であると判断できる場合には、この限りでない。

(2) 普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、継続検査を行う場合には、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が当該自動車の自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により確認するものとする。

ただし、自動車検査証に燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が記載されていない場合は、この限りでない。

2-18　車台番号等の打刻作業等

(1) 審査等の際、法第 32 条の各号に該当する自動車については、国にその旨を連絡するものとする。

(2) 国から職権による打刻作業の依頼があった場合は、その依頼事項に基づき適切な場所に打刻し、その結果を国に通知するものとする。

2-19　出張検査

出張検査にあっては、この規程の定めるところによるほか、別添 3「出張検査実施要領」により実施するものとする。

2-20　街頭検査等

街頭検査及び整備命令に係る審査にあっては、この規程の定めるところによるほか、別添 4「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。

2-21　審査状況等の電磁的な記録

2-21-1　審査状況の記録

(1) この章の規定に基づく受検車両の審査状況については、別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設（事務所統括装置、携帯端末、保安総合端末、計測諸元確定端末、画像表示端末、下廻り端末、3 次元測定・画像取得装置及び出張検査端末により構成される審査状況を電磁的に処理するための施設をいう。以下「高度化施設」という。）を用いて審査の経過と同時に記録するものとする。

(2) 障害により高度化施設を使用できない場合は、自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 に記録を行い、障害の復旧後速やかに高度化施設への入力を行うものとする。

2-21-2　画像の取得及び保存

(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であって完成検査終了証の発行後 9 月を経過した自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものに係る検査を除く。以下 2-21-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあっては、3 次元測定・画像取得装置（以下「3 次元装置」という。）を用いて画像の取得及び高度化施設への保存を行うこと。

ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元装置に障害が発生した場合にあっては、デジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化施設へ保存すればよい。

この場合において、高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

(2) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備、その他 3 次元装置では画像を取得できない部位であって、継続検査時等において画像照合による同一性の確認が困難であると認められるものについては、別途、デジタルカメラにより当該部位を撮影し、取得した画像を高度化施設に保存すること。

(3) (1) 及び (2) において取得した自動車の画像は、電磁的方法により国へ提供するものとする。

(4) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

2-21-3　諸元の測定

(1) 次に掲げる自動車を除き、受検車両の長さ、幅及び軸距の測定は 3 次元装置を用いて行うこと。

なお、その他の諸元項目であって、3 次元装置により測定可能なものは 3 次元装置による測定を行ってもよい。

① 自動車検査上屋に入場できない自動車
② 3 次元装置の測定限度を超える自動車
③ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車
④ その他理事長が別途定める自動車

(2) (1)①から④の自動車を審査する場合及び 3 次元装置の障害により諸元の測定を行うことができない場合は、巻尺等による測定を行い、測定結果を高度化施設へ入力するものとする。

2-22　欠番

2-23　特種用途自動車の審査

新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る特種用途自動車の審査にあっては、用途区分通達及び「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成 13 年 4 月 6 日付け国自技第 50 号。以下「用途区分細部取扱い通達」という。）によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用

途区分通達 4-1（3）①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添 2「並行輸入自動車審査要領」5-1-6（2）を準用するものとする。

（2）用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440㎜以上、有効高さ 1130㎜以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700㎜以上、有効幅 440㎜以上、有効高さ 1130㎜以上であること。

ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

2-24　貨物自動車の審査

新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る貨物自動車の審査にあっては、次により取扱うものとする。

2-24-1　用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

（1）ハッチバッククーペ（同様の構造をもつ自動車を含む。）は、用途区分通達における物品積載設備の上方が開放される構造の自動車とは判断しない。

（参考図）

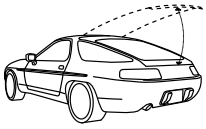

ハッチバッククーペ

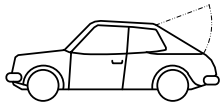

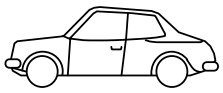

クーペ

（2）乗用自動車等として型式認証等を受けた自動車（用途区分通達における注 8 をいう。以下 2-24 において同じ。）の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが別添 2「並行輸入自動車審査要領」5-1-6（2）を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。）が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車にあっては、この限りでない。

（3）型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、（1）及び用途区分通達により審査するものとする。

2-24-2　制動装置の規定の適用

乗用自動車等として型式認証等を受けた自動車（乗車定員 10 人未満（平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員 11 人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、4-15 の規定にかかわらず、4-16 の規定を適用することができる。

ただし、次に掲げる自動車については、4-16-5 の規定は適用できないものとする。

①　平成 14 年 9 月 30 日以前に製作された輸入自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するもの

②　平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するもの

2-25　新規検査等の事前書面審査

（1）別添 12「新規検査等事前書面審査要領」第 2 に掲げる自動車（以下 2-25 において「事前届出対象自動車」という。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受

けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 2-25 において「新規検査等」という。）の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添 12「新規検査等事前書面審査要領」により実施するものとする。

(2) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者（以下 2-25 において「届出者」という。）は、新規検査等に先立って新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長（以下 2-25 において「事務所長等」という。）に対し、別添 12「新規検査等事前書面審査要領」に定めるところにより、新規検査等届出書及び添付資料（以下 2-25 において「届出書等」という。）を提出するものとする。

(3) 届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、別添 12「新規検査等事前書面審査要領」に定めるところにより取下願出書を提出するものとする。

(4) 事前届出対象自動車の新規検査等に係る審査は、届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。

(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

(6) (2) において必要となる届出書等の提出がない自動車の新規検査等の審査については、事前届出対象自動車として取扱わないことができるものとする。